

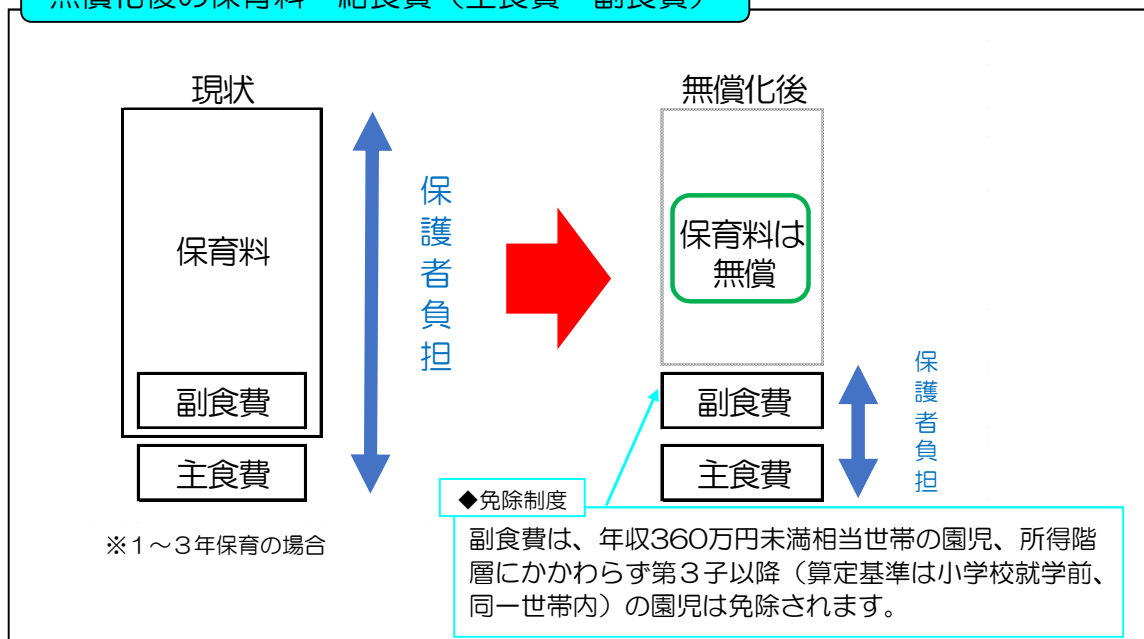


令和元年10月から始まる 幼児教育・保育の無償化について

概要

- 年少クラス（3年保育）から小学校就学前までの園児について、保育料が無償化になります。
（乳児クラス（6～4年保育）は市民税非課税世帯が対象）
- 給食費をはじめとする実費については無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の免除制度ができます。
- 手続きは特に必要ありません。

無償化後の保育料・給食費（主食費・副食費）



給食費の徴収方法

これまで保育料とは別に徴収していた主食費に副食費を加えた給食費をご負担していただきます。

給食費の金額は、週5日利用者を基本として定めた月額4,560円とし、土曜日の利用者は利用回数に応じ上乘せ（1回分228円）して徴収します。

